

令和6年3月21日

一宮市病院事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市病院事業管理者  
松 浦 昭 雄

一宮市病院事業部管理規程第5号

一宮市病院事業会計規程の一部を改正する規程

一宮市病院事業会計規程(平成25年一宮市病院事業部管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(指定納付受託者による納付の取扱い)</p> <p>第20条 企業出納員が地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者から同法第231条の2の5第1項の納付を受けたときは、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の2の6第1項の規定による書面の交付又は同条第2項の規定による通知を第18条の規定による領収書の交付とみなす。</p> <p>(随意契約)</p> <p>第90条 令第21条の14第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)が次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えない場合とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>(指定納付受託者による納付の取扱い)</p> <p>第20条 企業出納員が地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者から同法第231条の2の5第1項の納付を受けたときは、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の2の13第1項の規定による書面の交付又は同条第2項の規定による通知を第18条の規定による領収書の交付とみなす。</p> <p>(随意契約)</p> <p>第90条 令第21条の13第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)が次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えない場合とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。